

第86回九都県市首脳会議の結果概要

令和6年10月28日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項

(1) 首脳提案

ア 電気自動車等の普及に向けた支援の拡充について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた自動車分野の取組として、電気自動車等の普及拡大が不可欠である。そのためには、充電環境の一層の整備・充実、車両の価格低減、性能向上等を進める国のさらなる支援が必要となることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ 円滑な物流の確保等に資する高速道路網の有効活用の推進について

物流は、首都圏の経済活動や日常生活を支える重要な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要がある。こうした中、直面する「物流の2024年問題」などに対し、首都圏の物流を支える高速道路網の機能を最大限発揮し、円滑な物流を確保していかなければならない。そこで九都県市として意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ウ 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について

中小企業の持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上とともに、価格転嫁の円滑化により企業の稼げる力を高めていく必要がある。企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることから、全国の上場企業の約61%を有する九都県市が連携して、埼玉県が開発した各種支援ツールの活用などの価格転嫁の円滑化に向けた取組を実施することとした。

エ 更生保護活動における民間協力者への活動支援について

令和6年5月に保護司が殺害された事件を受け、更生保護活動のイメージ悪化等により、民間協力者の活動への影響が懸念される中、民間協力者が安心して活動していくためには、活動場所確保の支援や更生保護活動に対する理解促進等を、国と地方公共団体が一体となって行う必要がある。そこで九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

オ 少額随意契約における上限額の見直しについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める「少額随意契約」における

上限額は、昭和57年10月の第37次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していないこと、及び地域経済の活性化を図る観点から、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

カ 大規模災害からいのちを守る防災DXの推進について

災害対応を円滑かつ迅速に展開し、災害から住民のいのちを救うためには、デジタル技術を活用する「防災DXの推進」が必須であり、大規模災害に備える上で重要課題である。防災DXの推進には、国の強力なリーダーシップと支援が必須であることから、九都県市として意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

キ 路線バスの維持確保に係る支援について

地域住民に不可欠な移動手段である路線バスについては、経営環境の悪化や運転手不足により、都市部においても減便や路線廃止が相次いでいる。路線バス事業者の運転手の確保・育成及びDX推進による経営改善等を図り、路線バス事業を持続可能なものとするため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ク 幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について

国の「こども未来戦略」において幼児教育・保育の質の向上の重点化が示され、保育人材の確保がますます重要となる中、国の宿舍借り上げ支援事業が金額・期間共に縮小されるとともに、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度への公費助成の見直しが検討されている。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、国に対して要求を行うこととした。

なお、会議における議論を受け、別紙8の文案に、一部注記を加えることとした。（確定次第、九都県市首脳会議ホームページへ掲載する。）

3 報告事項

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、構成員で情報交換を行った。引き続き、国の動向に注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題対策について

- ア 消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行うとともに、食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子を活用した啓発を行った。今後は、環境イベントによる啓発を行う。
- イ 低濃度P C B廃棄物の期限内処理及び小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発について、ポスターやウェブ広告、リーフレットの内容等を検討した。今後は、駅でのポスター広告掲出やウェブ広告、環境イベントでのリーフレット配布等により周知啓発を行う。
- ウ 有用な情報の提供を行うため、ウェブサイトにおける廃棄物の適正処理に係る情報及びQ & Aについて、九都県市間での意見交換を踏まえて更新した。引き続き九都県市間で意見交換を行い、ウェブサイトの内容を充実させる。
- エ 各種リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(3) 環境問題対策について

(地球環境の保全について)

- ア 省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。
環境分野における国際協力については、引き続き、J I C A等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

(大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について)

- イ 光化学オキシダント及びP M 2 . 5対策として、その原因物質であるV O Cの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。
- ウ 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。

(東京湾水質改善について)

- エ 東京湾の水質改善について、東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

(緑の保全、創出施策について)

オ 緑の保全、創出施策について、各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 地震防災・危機管理対策について

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、令和6年7月に国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加や防災人材育成の実施に向けた検討を進めた。

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布や職員育成のための国民保護に関するセミナーへの参加並びに防災人材育成の実施に向けた検討を進めていく。

イ 合同防災訓練等について

能登半島地震や東日本大震災等の課題、教訓及びこれまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第45回九都県市合同防災訓練」を実施。

なお、大規模な台風第10号等の影響により、一部の会場においては、訓練の中止を決定した。

今後は、「第46回九都県市合同防災訓練」及び「第13回九都県市合同防災訓練・図上訓練」の実施に向けて検討を行う。

ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。

本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

イ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

引き続き、各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組みや独自の対策等の状況について情報共有等を行う。

ウ クビアカツヤカミキリによる被害の防止について

クビアカツヤカミキリによる被害と被害防止に係る取組の現状を調査し、課題共有の上、検討を行った。

検討結果を踏まえ、被害調査や未然防止等に関する研修を実施し、早期発見、早期防除の周知・啓発を行った。

第86回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

エ みどりによる地域価値の向上について

各都県市が有するみどりを活用した先進事例の収集や、現地視察会を通して、知見や課題の共有を行った。また、地域への投資を呼び込む手法やみどりを活用したエリア価値向上に向けた動きについて、専門家の助言を受けた。

引き続き、知見等の情報を共有するとともに、みどりを活用した効果的な整備や維持管理手法の共有、整備効果の把握・見える化に向けた検討などを行い、報告書に取りまとめる。

オ 代替フロン排出削減対策の徹底について

九都県市における取組状況や課題を共有するとともに、九都県市で連携して事業者及び住民に対する啓発を行うこととした。

引き続き、具体的な取組手法に係る検討を進め、代替フロンの排出削減に向けて事業者及び住民に対する効果的な啓発を実施していく。

(6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙9のとおり、本日、第86回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

4 福島県支援について

震災から13年が経過し、福島県が復興の歩みを着実に進めている中、九都県市がその歩みをさらに後押しすることが重要である。そこで、首脳による福島県特産品の試食を通じて、福島県産品の魅力発信や消費拡大に協力した。

5 その他

(1) GREEN×EXPO 2027について

横浜市から、2027年に開催される国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」についての進捗状況の報告と、積極的な出展の検討及び周辺自治体への出展勧奨や機運醸成への協力依頼があった。

（２）第41回全国都市緑化かわさきフェアについて

川崎市から、市内の３つのコア会場を中心に、全国初の２期開催として、10月19日（土）から11月17日（日）及び令和７年３月22日（土）から４月13日（日）に開催される全国都市緑化かわさきフェアの紹介があった。

（３）川崎市市制100周年記念事業の取組について

川崎市から、11月２日（土）から３日（日）にかけて開催されるColors, Future! Summit 2024、及び11月３日（日）に開催されるみんなの川崎祭の紹介があった。

（４）相模原市市制施行70周年について

相模原市から、市制施行70周年を迎えること、市制施行70周年に係るイベント・式典及び新たに制作された市のPR動画についての紹介があった。

６ 次回は、令和７年春、横浜市主催で開催する。

電気自動車等の普及に向けた支援の拡充について

2023 年の世界の平均気温が過去最高を記録するなど、気候変動問題が喫緊の課題となる中、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、自動車分野の脱炭素化を進めることが必要不可欠である。

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）等の普及拡大は、九都県市における二酸化炭素総排出量の 18%を占める運輸部門での排出削減に不可欠であるとともに、EV 及び PHV（以下、「EV 等」という。）の蓄電池としての機能は、電力の系統安定化や再生可能エネルギーの有効活用、災害時のレジリエンス向上などに大きく貢献する。

九都県市内の自動車保有台数約 1,500 万台のうち、EV 等の割合は 0.7%程度に留まっている。

EV 等の普及が進まない要因として、車両価格がガソリン車と比べて高価となることや、航続距離の制約、EV 等ユーザーが利用可能な公共の EV 等用充電スポットの不足などが挙げられる。EV 等の普及拡大に向けては、ガソリン車との車両価格差を少なくするとともに、充電設備の設置等に対する国の支援を活用しながら、九都県市全体で充電環境を充実させ、回遊性を高める施策を進めることが重要である。

国は、「充電インフラ整備促進に向けた指針（令和 5 年 10 月経済産業省）」において、2030 年までに「公共用の急速充電器 3 万口を含む充電インフラを 30 万口設置すること」を掲げ、利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指すとともに、グリーンイノベーション基金事業等により、次世代蓄電池や次世代モーターの開発に対する支援を実施しているところである。

EV 等用充電インフラ整備の補助金は、令和 5 年度補正・令和 6 年度当初予算第 1 期の申請総額が予算額を大きく上回るなど、十分な対応ができているとはいえない。加えて、急速充電器を設置する際に高圧受変電設備設置工事費が嵩むことから支援の強化が重要である。

また、九都県市など大都市圏においては、集合住宅への充電器の導入促進が進まないことも課題となっており、その理由として、導入費や導入後の維持管理の負担について住民の合意形成が難しいことが挙げられている。

EV等の普及拡大を進めるためには、充電器を設置する事業者等に対する十分な支援を通じた充電環境の整備・充実、EV等の価格低減や性能向上等による導入促進が必要といえる。

そこで、以下の3点を要望する。

- 1 EV等用充電インフラ整備の補助金について、需要増に継続して対応できる十分な予算措置及び利便性の高い公道や商業施設、宿泊・観光施設等に設置する急速充電器の補助交付上限額を拡大すること。加えて、設置工事費を含む高圧受変電設備設置に対する補助上限額を引き上げること。
- 2 集合住宅への充電器の導入を促進させるため、集合住宅を供給する事業者等へ充電器の積極的な設置を促す政策展開を行うこと。
- 3 EV等の蓄電池の開発費等、技術開発に係る事業者への財政支援を強化すること。

令和6年 月 日

経済産業大臣 武藤 容治 様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷 俊人
	埼玉県知事	大野 元裕
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

円滑な物流の確保等に資する 高速道路網の有効活用の推進について

物流は、首都圏の経済活動や日常生活を支える重要な社会インフラであり、将来にわたってその機能を十分に発揮させていく必要がある。

こうした中、本年4月から働き方改革に関する法律がトラックドライバー等に適用され、担い手不足に加えて、時間外労働の上限規制の適用に伴い輸送力が不足し、物流の停滞が懸念される「物流の2024年問題」などに直面している。

このため、円滑な物流の確保に向けて、一層の効率化を図ることが重要であり、とりわけ、首都圏の物流を支えている高速道路網の機能を最大限発揮していくために、渋滞緩和等に取り組む必要がある。

渋滞緩和にも資するETC専用化については、令和6年1月の国土幹線道路部会において「半導体供給不足等により、ETC設備等の整備に遅れが発生」と公表されているが、スピード感をもって着実に進めていく必要がある。また、管理主体が異なる高速道路の境にある本線料金所については、交通の流れを阻害するだけでなく、事故の発生要因ともなっているため、その撤廃を順次進め、シームレスな利用を実現すべきである。

については、円滑な物流の確保等に資する高速道路網の有効活用の推進に向けて、次の事項を要望する。

- 1 ETC専用化については、令和2年12月に公表された国のロードマップに基づき、令和7年度の都市部（首都圏）概成に向け、工事工程の見直しを行うなど、着実な整備推進を図ること。
- 2 本線料金所については、早期撤廃を図るため、国がリーダーシップを発揮し、撤廃方法や撤廃時期等の課題に対して解決策を示すこと。

令和 年 月 日

国土交通大臣

斉藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座 長	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	山 中 竹 春
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢太郎

更生保護活動における民間協力者への活動支援について

刑事司法手続から離れた犯罪をした者等への支援については、国から地方公共団体に支援の主体が移行するが、社会復帰を目指して行われる更生保護活動においては、保護司をはじめとする民間協力者の協力が必要不可欠である。

令和6年5月に滋賀県大津市で保護司が殺害された事件を受け、更生保護活動のイメージ悪化や支援対象者への偏見により、民間協力者の活動への影響が懸念される中、民間協力者が安心して活動していくためには、活動場所確保等の支援や更生保護活動に対する理解促進を、国と地方公共団体が一体となって行う必要がある。

国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定する中で、民間協力者の活動促進や関係者間の連携強化を掲げている。

また、地方公共団体においては、民間協力者に対する補助や、活動場所確保への協力及び犯罪予防活動等の地域活動への支援を行ってきたところである。しかしながら、これらの支援の多くは地方公共団体による自発的な協力を委ねられている。

例えば、保護司の活動場所の一つである「更生保護サポートセンター」等の面接場所の確保については、国が所有する公的施設の積極的な提供もない中、地方公共団体へ「民間協力者への協力依頼」が発出されているが、地方公共団体の公共施設は面接に適した場所が少なく、また、民間施設を借り上げた際の賃借料に対する補助を行うにしても財政的な負担は大きく、活動場所の確保に苦慮している実態がある。加えて、地方公共団体側からは、公平性の観点から特定の団体への支援が難しいといった問題もある。

また、再犯防止に係る取組においては、地域生活定着支援センターの支援対象とならない場合に、刑事司法機関から地方公共団体や民間協力者へ、生活困窮や障害等の課題を抱えた支援対象者に関する情報提供や引継ぎが行われず、適切な支援につながらない事案が生じており、これら関係者間の情報の引継ぎや、適切な連携ができる仕組みづくりが必要である。

さらに、更生保護活動への認知度が低いことにより活動内容が正しく理解されないことから、支援対象者が施設等から受入拒否をされる場合や民間協力者になることをためらう事案も発生しているため、支援対象者への偏見を解消し、民間協力者の認知度を向上させることは急務である。

については、更生保護活動における民間協力者への活動支援について、次のとおり要望する。

- 1 民間協力者の活動場所について、国においても所有する公的施設の提供等の手段を講じ、地方公共団体と一体となって確保に努めていくこと。
- 2 犯罪をした者等の適切な支援を地域で行えるよう、国が主体となって、国や地方公共団体、民間協力者間の情報の引継ぎや速やかな連携ができる仕組みを構築すること。
- 3 更生保護活動の認知度向上・地域への理解促進に向けた取組をより一層充実させること。
- 4 地方公共団体及び民間協力者に対する財政支援を新設・拡充すること。

令和6年 月 日

法務大臣

牧原秀樹様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

少額随意契約における上限額の見直しについて

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。

同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号別表第 5 に定める上限額については、昭和 57 年 10 月の第 37 次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していない。特に、工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和 57 年度時点における上限額は 250 万円で、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、おおよそ 405 万円となるところである（建設総合：75.9（1982 年度）→123.2（2023 年度（暫定）））。

内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」においても、上限額の引上げが提案されてきたところであり、総務省は、平成 30 年の提案に対し、「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後国の動向を注視していく」との見解を示し、令和 6 年 9 月には、上限額の妥当性を検証するため、契約の実態に関する地方自治体への調査が実施されたところである。

また、こうした中で、近年の物価上昇により中小建設業界を取り巻く事業環境はより深刻な状況におかれている。この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体は、より迅速に、能率的に工事を執行することが可能となり、地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続が迅速化されること

による契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するところとなる。

そこで、下記のとおり少額随意契約についての見直しを要請する。

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。
- 2 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「参酌すべき基準」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

令和6年 月 日

総務大臣 村 上 誠 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長 千 葉 県 知 事
埼 玉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
横 浜 市 長
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長
相 模 原 市 長

熊 谷 俊 人
大 野 元 裕
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
山 中 竹 春
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人
本 村 賢 太 郎

大規模災害からいのちを守る防災 DX の推進について

令和 6 年元日に発生した能登半島地震は、死者 300 人、避難者 4 万人を超える大災害となったが、過酷な被災地での救援活動で大きな力を発揮したのがデジタル技術である。住宅の被災で、生活の基盤を失った多くの被災者が避難所や在宅、知人宅など様々な場所に散在する状況にあって、被災自治体では、国や防災 DX 官民共創協議会などの支援の下、交通系 IC カードや LINE アプリなどで避難者を把握、管理する仕組みを導入した。また、広範囲に及ぶ深刻な通信障害の中、民間の協力で衛星通信機器が導入され、被災者支援や応急活動に大きく貢献した。

災害対応を円滑かつ迅速に展開し、住民のいのちを救うためには、進展著しいデジタル技術の活用は必須であり、予防から応急対策、復旧・復興など、災害対応のあらゆるフェーズに有効かつ重要なインフラといっても過言ではない。

切迫性が指摘される首都直下地震は、避難者が優に 100 万人を超える国難レベルの大規模災害となる懸念がある。首都圏を構成する九都県市として、災害対応にデジタル技術を活用する防災 DX の推進は、災害関連死ゼロを目指し、大規模災害に備える上で必須の重要課題である。

一方で、デジタル技術を活用したシステムの導入等にあたっては、災害対応が広域化し、全国からの応援が常態化する中、誰でも運用できる全国標準とすることが望ましい。さらに、システムの導入や運用に係る過重な財政負担や人材育成など、DX の推進には課題が多く、国の強力なリーダーシップと支援が必須である。

そこで、九都県市が着実に防災 DX を推進できるよう、次の事項に特段の配慮を行うよう求める。

- 1 能登半島地震で活用されたデジタル技術等や衛星通信機器について、指定公共機関等の供給体制や、自治体が導入する際の技術面、財政面からの支援を強化すること。
- 2 令和 6 年 4 月に運用が開始された、「新総合防災情報システム (SOBO-WEB)」について、自治体や防災関係機関が、迅速で効果的な災害対応を行うために必要なデータ整備を早期に実現すること。また、自治体の防災情報システムとの接続のために必要な自治体側のシステム改修についての技術支援及び財政支援を強化すること。
- 3 国が実証事業として進める、マイナンバーカードを避難者の把握・管理や避難所運営に活かすシステムについて、国や自治体が統一的に対応できるよう、標準化を図るとともに、実用化された場合の自治体の導入に対して、強力に財政支援すること。併せて、災害時に同システムで取り扱う被災者の個人情報について、災害関連

法令における扱いを明確化すること。

また、能登の被災地で実際に活用され、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE S」で広域実証が行なわれるデジタルを用いた被災者データベースについて、広域災害での活用が出来るよう早期のシステム構築と関連法令の整備を進めること。

- 4 災害のたびに課題となる被災家屋の認定調査を円滑かつ迅速に行えるよう、徹底した簡略化を行うとともに、仮想空間上にデジタル複製が可能なデジタルツインやA Iなどの新技術を活用した効率的なシステムの開発と標準化に取り組むこと。
- 5 応急復旧に有効な3次元点群データの活用が進められるよう、財政支援を行うとともに、国土全域の3次元点群データを高精度かつ必要十分な頻度で取得し、自治体等が2次利用できるよう、オープン化を進めること。

令和6年 月 日

内閣府特命担当大臣 坂井 学 様
デジタル大臣 平 将明 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

路線バスの維持確保に係る支援について

多様な公共交通機関が集積する首都圏において、路線バスは、地域の公共交通ネットワークの一つとして重要な役割を担っているが、コロナ禍を経た利用低迷や燃料価格高騰等による路線バス事業者を取り巻く経営環境の悪化に加えて、時間外労働の上限規制により、全国で慢性的な運転手不足に拍車がかかり、都市部においても減便や路線廃止が相次いでいる。

このような状況の中、路線バスを維持確保するための運転手の確保・育成などについて、各自治体、路線バス事業者においても地域の実情に応じた様々な対策を講じているが、地域をまたぐ路線バス事業においては、自治体単位での対策には限界もあり、十分な運転手の確保には至らない状況となっている。

国においても、適切な賃金水準確保のための取組や、運転手の担い手確保につながる魅力発信のほか、多様な人材・働き方に対応した職場環境の整備、ICTを活用した運転手の労務負担の軽減などに取り組んでいるが、路線バス事業では人手不足への対応が急務となっていることから、これらの取組の一層の強化が求められている。

また、国は、地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高めるため、「地域公共交通のり・デザイン」を示したが、その中で、交通DXによる省人化と経営改善にも取り組むこととしており、自動運転など先端技術の導入を引き続き推進するとともに、交通DXの効果を最大化するため、国、自治体、路線バス事業者それぞれが保有するデータを共有し、それらに基づいて施策を検討するための環境整備が重要である。

この点、国がバス情報のデジタル化・標準化のフォーマットとして定めるGTF Sについては、国主導による一層の普及が望まれ、導入に対する支援の強化が必要であるとともに、併せて各路線バス事業者が自らの経営改善に生かせるよう、技術的支援の強化も不可欠である。さらに、GTF Sの普及は、平常時の地域公共交通施策の合理的な選択を可能とするのみならず、災害時においても、運休、迂回、増発等の情報を正確に利用者に伝えることを可能にするものでもある。

以上のことから、路線バス事業者の運転手の確保・育成及び経営改善を図るなど、地域住民に不可欠な移動手段を担う路線バス事業を持続可能なものとするため、次の事項を国に対し要望する。

1 運転手の確保・育成のため、国における支援の更なる充実を図ること。

また、多様な人材の雇用を促進するため、路線バス事業者における労働環境の確保、労務管理体制の整備、運転手の負担軽減に資する車両や設備等の導入に対する財政的支援等を拡充すること。

2 バス事業のDXについて、自動運転バスの導入を一層推進するとともに、国が主導してバス情報のデジタル化・標準化を加速し、路線バス事業者へのシステム整備等に対する財政的支援を拡充することと併せて、専門家の派遣や研修の実施等による技術的支援を強化すること。

また、バス情報を整理・可視化し、各自治体等が必要に応じて利用できる環境を整えること。

令和6年 月 日

国土交通大臣 齊藤鉄夫様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について

我が国の少子化は、令和 5 年の出生数が過去最低になるなど、深刻さを増している。令和 5 年 12 月に国が策定した「こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」では、若年人口が急激に減少する令和 12 年までをラストチャンスとし、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念の一つに掲げ、これまでの保育の量的な拡大から幼児教育・保育の質の向上へのシフトの考え方が示された。

しかし、保育の受け皿の拡大に比例するように保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、保育現場における人材の確保はますます困難となっている。加えて、幼児教育・保育の質の向上のため、国は、職員配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の創設といった保育人材の需要が高まる施策を打ち出しており、必要な保育人材は今後も増加することが見込まれ、保育士の確保・定着に向けた施策はこれまで以上に重要性を増している。

このような中、住居費が全国平均に比べて高額な九都県市では、保育人材の確保・定着に向けた対策の一つとして、国が実施している宿舍借り上げ支援事業が非常に有効な施策となっており、九都県市内の多くの保育事業者が利用している。しかし、十分な金額と長期の支援が人材の確保・定着につながるにもかかわらず、令和 3 年度から補助期間が段階的に短縮され、令和 2 年度以降九都県市域でも多くの自治体で国の補助基準額が引き下げられた。保育士にとって補助期間終了は実質的な収入減となるため、補助期間の短縮が保育人材の定着の妨げとなっている。また、引き下げ後の補助基準額では、同一市町村内であっても地域によっては補助が不足してしまっている。加えて、九都県市内の家賃水準は年々上昇しているにもかかわらず、補助基準額の上限について、制度が始まった平成 27 年度以降増額の見直しがなされていない。

また、保育士と同様に人材確保が困難になっている幼稚園教諭や医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもたちに対応する看護師、保育施設へ

の配置が義務付けられている調理員・栄養士についても、宿舍借り上げ支援の拡大等により、幼児教育・保育の質の向上のための確実な人材確保につなげる必要がある。

さらに、独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度は、公益性・非営利性を持つ社会福祉法人が経営する民間の社会福祉施設における職員の立場の安定や処遇改善に資する制度として確立されている。保育所等に対する公費助成は現在も継続されているものの、「新子育て安心プラン」の最終年度である令和6年度末までに、他の経営主体とのイコールフッティングの観点等も踏まえ、見直しに向けた結論を得ることとされている。しかし、保育所等は社会福祉法人による経営が未だ多数を占めるため、公費負担の見直しが保育事業全体に与える影響は計り知れない。公費負担が廃止又は縮小されると、社会福祉法人が経営する保育所等の事業者の負担が急増し、安定した保育運営に支障を来すおそれがあり、ひいては保育の質の低下を招きかねない。

そこで、幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について、次の3点を要望する。

- 1 宿舍借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額を令和元年度水準に復元し、さらなる増額を検討すること。また、補助期間を令和2年度と同様の期間に復元すること。
- 2 宿舍借り上げ支援の対象者を看護師、調理員、栄養士に拡大するとともに、幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業を創設すること。
- 3 独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済に係る公費助成について、現行制度を継続すること。

令和6年 月 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、
共生・共助）

三 原 じゅん子 様

文部科学大臣

あ べ 俊 子 様

厚生労働大臣

福 岡 資 麿 様

九都県市首脳会議

座 長 千葉県知事

熊 谷 俊 人

埼玉県知事

大 野 元 裕

東京都知事

小 池 百合子

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

横浜市長

山 中 竹 春

川崎市長

福 田 紀 彦

千葉市長

神 谷 俊 一

さいたま市長

清 水 勇 人

相模原市長

本 村 賢太郎

地方分権改革の実現に向けた要求（案）

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。

これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

さらに、近年激甚化する災害や新たな感染症への対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築、物価高騰対策など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進を目指し、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であることから、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

また、地方が強く求めてきたハローワークに関する事務などの移譲についても、地方の実情や意見を十分に踏まえ、優先的に取り組むこと。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。国は一括法等に

より「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在している。

今後、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定を設け、又は通知を発出することは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」を踏まえ、意思決定の表現の形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画を統廃合するなどの見直しを行い、地方の計画策定の最適化や負担の適正化に資するよう取り組むこと。

さらに、既存の計画策定等に関しても、国は地方からの提案を待つことなく、本ナビゲーション・ガイドに沿って、自ら積極的に法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能にするといった見直しを行うこと。

なお、法令等の見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業が増加しているため、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、新たな義務付け・枠付けは設けない、手続きや判断基準等は条例に委任するといった「義務付け・枠付けに関する立法の原則」に沿ったものとする。あわせて、法案の立案段階でこの原則をチェックする手続きを確立すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

「提案募集方式」において、例年、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされるものがあるが、その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案にもかかわらず現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

また、内閣府において「実現・対応」とした提案についても、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされた提案も多く含まれている。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一

層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。

その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力のある関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。そのため、「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に

向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体が、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしていることを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

ウ 子ども関連施策に係る財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。全国一律で行うべき施策については、居住地や保護者等の所得によって差が生じないよう、国の責任と財源において実施する必要がある。

具体的には、子どもに対する医療費助成制度の創設や学校給食費の無償化、高等学校及び高等教育の授業料の無償化について、国の責任と財源において実施すること。

とりわけ、授業料の無償化にあたっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

併せて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

エ 物価高騰対策及び感染症対策に係る財政措置

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位の対応には限界があることから、追加の対策に当たっては、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。併せて、一過性の減収補填だけではなく、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続するような支援を行うこと。

また、物価高騰により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、地方交付税や国庫補助金等の内容に反映させるとともに、地方が国の対策を補完し、地域の実情に応じて必要な支援に取り組めるよう、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

その場合、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国が定めたやり方を実質的に強いるようなことはせず、その活用に関する地方の裁量を尊重すること。

加えて、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、物価高騰により今なお厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の早急な改定など、全国一律の対応を講じること。

また、感染症法等の一部を改正する法律の施行に伴い新たに生じる経費については、国の責任において所要の財源を確実に確保すること。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正において地方債の特例が規定されたが、新型インフルエンザ等感染症対策に関する経費は、一義的には、地方債以外の財政措置が望ましいため、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等により、地方負担の極小化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

オ 防災に係る財源の確保

本年1月1日には、「令和6年能登半島地震」が発生し、大きな被害をもたらした。

また、令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。今後、大規模な風水害や地震、火山噴火などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

各地方自治体がこのような災害に対して取組を推進することは、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

地方自治体が、地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために、必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

カ 地方交付税措置のある地方債の期間延長等

激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化、脱炭素化など各地方自治体が直面する多様な課題に対応するために創設された地方債である緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債、緊急

自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び脱炭素化推進事業債については、令和6年度から8年度にかけて制度終了の期限として予定されている。

これらの地方債は、将来世代にわたる必要な投資と地方財政の健全な運営を両立していくための有効な財源として、各地方自治体において広く活用されているところである。

各地方自治体では、引き続き、こうした多様な課題に取り組む必要がある中、これらの地方債が全て予定どおりに終了した場合、財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難となる。

については、令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のあるこれらの地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

キ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

ク 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

令和6年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税については、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うこととされている。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討することとされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防

災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税収が安定的に確保できるようにすること。

ケ 固定資産税の安定的確保

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、固定資産の保有と地方自治体が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、令和6年度税制改正において現行の仕組みが継続されたが、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置については、早期に見直しを図ること。

さらに、令和5年度税制改正で創設された中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例などといった経済対策に対する軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。

加えて、固定資産税の新築住宅減額について、令和6年度税制改正においては現行制度が2年延長されたが、空き家の増加や脱炭素化社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

コ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

森林環境税及び森林環境譲与税については、令和6年度与党税制改正大綱において、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行い、その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、譲与税の一層の有効活用を促していくこととされている。

森林環境税を円滑に徴収するためにも、譲与税が一層有効に活用されるような方策を検討すること。

また、都市部の住民にも負担を求めることから、その活用については、木材利用の拡大や森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、予算規模を拡充する

とともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を図ること。

また、「脱炭素化推進事業債」については、対象事業を拡大し、事業期間を延長するなど、地方自治体が創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業を引き続き支援すること。

なお、「炭素に対する賦課金」等のカーボンプライシングについては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

サ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

シ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和6年6月28日付けで総務省告示が改正され、募集適正基準や地場産品基準の厳格化などの見直しがされたところであるが、今後もより多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることや、寄附金を集めるためには、返礼品や大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることなどの課題が依然として残っている。このため、特例控除額に定額の上限設定をすることや、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引下げ等により、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう更なる見直しを行うこと。

創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

ス 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

セ 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化を一層推進していく必要がある。

令和6年度与党税制改正大綱においては、地方税の更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX 及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX 及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進めることとされている。また、デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していくこととされている。

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ確実に実現できるよう、「地方公共団体システム標準化基本方針」において示されている移行難易度が極めて高いシステムの移行完了期限を設定し、その他の課題についても解決に向けて柔軟な対応を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見に基づいた支援を「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に則り行うこと。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を検討するとともに eLTAX を通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

ソ 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税の継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るため、各地方自治体は分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要がある。他方、地方自治体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を与えないよう、一般財源である地方たばこ税制度を堅持すべきである。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経

済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

また、そもそも地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるものであるが、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、地方税の国税化を総額不足の実質的な補填のためにすべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。また、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、減資や組織再編の動向への対応も含めて、引き続き検討すること。なお、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

ウ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

エ 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

オ 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、令和6年度与党税制改正大綱において、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされている。

検討に当たっては、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたこ

となどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むようにすること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税收の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分について国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの一貫した堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税收の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税收減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、社会保障関係費の増大、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保などのために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほか、十分な踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、7度目の延長期限である令和4年度で廃止されることなく、令和7年度まで延長された。

臨時財政対策債の発行により地方財源の不足が補填されていることは、将来の世代に負担を先送りしていることにはほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直し

が急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の

意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

IV 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和6年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

「令和6年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企 業 名	製品・技術の概要(修正後)
千葉県	YaneCube(ヤネキューブ)	EV充電コンセントをクラウド管理し、制御することで充電のタイミングをコントロールする装置です。 電力需要のピークを避けて充電を行うことができるため、社会的な電力需要の高まりの中でも、EVの普及を推進していくために有用な製品です。 製品を導入することで、契約電力そのままに複数台の充電をすることができ、電気料金の削減につながります。 後付版は、既存のEV充電コンセントに挿し込むだけで設置できるため、非常に手軽に製品の導入が行えます。
	株式会社Yanekara	
埼玉県	食品の乾燥・殺菌装置『過熱蒸煎機』	『過熱蒸煎機』は、食品の風味の劣化と酸化、栄養価の減少を抑えながら、乾燥と殺菌を同時に行うことが可能な装置です。高い生産効率とコストパフォーマンスを実現したことから、従来コストの問題で有効活用できなかった食品工場で発生する野菜類の端材や、規格外品などの未利用農作物を、付加価値の高い食品パウダー『ぐるりこ®』にアップサイクルすることができます。食品廃棄の課題を抱える事業者に本装置を販売すると同時に、『ぐるりこ®』の用途開発を食品メーカーと協力して行うことで、フードロス問題の解決を目指しています。
	ASTRA FOOD PLAN株式会社	
東京都	NEF工法(老朽化地下式消火栓の革新的メンテナンス工法)	特殊な工具を使用してマンホール内に設置された地下式消火栓を断水や掘削せずに交換することができる新工法です。 マンホール口から挿入した特殊工具を用いて、極低温の液体窒素により配管内の水を局所的に凍らせることにより、断水や作業穴を掘削することなく消火栓の交換を行うことができます。 従来工法と比較すると、施工時間は約1/4、コストは約1/2に縮減でき、断水による使用規制や交通規制等もなく住民への負担も軽減できます。 「NEF」とは、「None Excavation Freeze」の略で「掘削しない凍結工法」の意味です。
	株式会社エコノフリーズ	
神奈川県	紫外線レーザーを用いたレーザーリフトオフ技術の製品化	パワー半導体に求められるウェハの薄膜化を実現するために、新たに開発された紫外線レーザーを用いたウェハ剥離装置です。半導体業界では、薄膜化、微細化への要求が強いですが、薄いウェハは取扱いが難しいことから、サポートガラスに接着剤で固定してチップを積層し、後処理でレーザーを照射してウェハを剥がす「リフトオフ技術」が用いられています。光源に赤外線レーザーを用いた従来のリフトオフ技術では、歪みや損傷が課題でしたが、光源を355 nmの紫外線レーザーに変更することで歩留まりが改善し、生産性が向上しました。
	株式会社クォークテクノロジー	
横浜市	SOXAI RING1(指輪型ヘルスケアIoTデバイス「スマートリング」)	SOXAI RINGは世界最小の指輪型ヘルスケアIoTデバイス「スマートリング」です。ユーザの心拍数・心拍変動・血中酸素・皮膚温度・活動量などを連続的に計測し、取得したデータをサーバー上で分析することで睡眠・ストレス・活動量などの健康状態をモバイルアプリ上で可視化することができます。 次世代機(SOXAI RING 1)では、傷耐性の改善や軽量化等による装着性の向上やアクティビティ検出精度の改善のほか、データ連携用APIの開発により、他社システムと連携し、リングで取得した生体情報を利用したソリューションの提供が可能となりました。
	株式会社SOXAI	
川崎市	環境配慮型コンクリート二次製品「防草ブロック」	道路は歩行者の安全確保、車両等の交通安全維持、見通しと景観のため、人と時間と予算をかけ昔から除草対策工事が繰り返され実施されています。本製品は何も使用せず植物の成長メカニズム「重力屈性」を利用した防草技術を装備する道路用ブロック製品です。 植物が自ら成長を抑制し、繰り返しの従来防草対策(人、予算、時間、作業リスク、防草資材、農薬、道路規制、他)を削減し、道路利用者と維持管理者のリスクヘッジを実現します。 (例:NETIS登録肩掛け式カッター・防草テープ工事100m/232kgCO2排出)雑草成長後の対策ではなく成長前に予防できます。
	岡村建興株式会社	
千葉県	荷揚げリフター	工場内で、ステージ(中二階)等への重荷物の運搬に使用するリフターです。 通常フォークリフトやエレベーター等が必要になる荷揚げ・荷下げ作業に対し、容易に重量物の昇降が可能となるほか、台車ごと昇降できるため、フォークリフト等では必須の「積替え作業」が不要になるなど、現場の作業工数軽減・安全対策に大きく寄与します。 また、キャスター付きで移動可能・設置工事が不要であるほか、オーダーメイド設計により出し入れ方向の指定も可能であるなど、現場のニーズに応じた製品です。
	大有株式会社	
さいたま市	超大型製品への精密厚付け無電解ニッケルめっき及び複合無電解ニッケルめっき技術	国内最大級の無電解ニッケルめっき設備であり、最長4m、最大重量20tクラスまでの超大型製品に対応可能な生産設備を開発し導入しています。アルミ材等へのPTFE複合無電解ニッケルめっき処理に独特の前処理を必要とするアルミ材の超大型製品も対応可能です。他めっきと比較し、均一な膜厚を成形でき、耐食性良好なめっきとなります。 また、PTFE複合無電解ニッケルめっきは複数のラインを有し、SUS材・アルミ材等への半導体製造装置向け部品及び自動車部品等に対する高品質で低コストのPTFE複合無電解ニッケルめっき処理が可能です。近い将来においては完全自動ラインを考案・開発し、導入していくとしています。
	仁科工業株式会社	
相模原市	ロボットアナウンサー smart	「ロボットアナウンサー smart」は、最大3種類の放送を同時に出力できるタイマー付き定刻放送装置です。 タイマーによって簡単に定刻放送が可能で、放送業務の省人化や読み間違え、放送漏れを防ぐことができるほか、3系統(自動・マイク・警報)の同時放送が可能であるため、火災や地震等の緊急時には、自動放送やマイクでの通常放送をしながらでも、センサーとの連携で警報が自動で放送される機能を持っています。 また、放送内容もSDカードの差替えで簡単に変更することが可能です。
	株式会社MEMOテクノス	